

めぐみの里 指定通所介護事業所

重要事項説明書

1. 事業所の概要

名称 指定地域密着型通所介護事業所
めぐみの里 デイサービス（千葉県指定番号 第 1272800093）
所在地 千葉県鴨川市大幡 1222 番地 1
経営主体 社会福祉法人 太陽会
代表者 理事長 亀田 信介
電話 04-7098-1000

2. 事業の目的

要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とします。

3. 運営の方針

ご利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。
事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービスの実施地域

鴨川市、南房総市（その他地域においては鴨川市と協議する。）

5. 営業日および営業時間

営業日 月曜日～金曜日（ただし年末年始 12/30 から 1/3 までは休業）
営業時間 9:00～16:30

6. 当事業所の設備の概要

(1) 利用定員 18 名

(2) 施設・設備の概要

機能訓練室	1 室 (90.8m ²)	相談室	1 室 (16.5m ²)
中間浴室	1 室 (48.0m ²)	事務室	1 室 (16.5m ²)
食堂	1 室 (90.8m ²)	送迎車	4 台以上
静養室	1 室 (19.4m ²)		

7. 職員の職種、員数および職務の内容

管理者	1 名	管理及び業務の一元的管理を行う
生活相談員	1 名以上	利用の申込・調整・計画等の作成
機能訓練指導員	1 名	機能訓練の提供にあたる
看護職員	1 名以上	看護の提供にあたる
介護職員	2 名 以上	介護の提供にあたる
事務職員	1 名 (兼務)	必要な事務を行う

(全て常勤)

8. サービスの内容

- ・ 食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。
- ・ 個別機能訓練・・・機能訓練士が個別機能訓練計画書を作成し、それに基づき日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービスを提供します。

9. 利用料金

費目(1日あたり)		金額 (一割負担の場合)	
基本サービス	7~8時間 の場合	要介護1	753
		要介護2	890
		要介護3	1,032
		要介護4	1,172
		要介護5	1,321
各種加算	(1) 入浴介助加算 I	40	
	(2) 個別機能訓練加算 I イ	56	
	(3) 個別機能訓練加算 II	(1ヶ月) 20	
	(4) ADL維持加算 (I) (II)	30/60	
	(5) サービス提供体制強化加算 I	22	
	(6) 科学的介護推進体制加算 I	(1ヶ月) 40	
	(7) 若年性認知症利用者受入加算	60	
	(8) 介護職員等処遇改善加算 I (ロ)	所定単位数の12.7%	

(その他実費相当)

- ・ 昼食代 650 円
- ・ おやつ代 50 円
- ・ オムツ代 テープ式・リハビリパンツ 120 円
尿取パット 70 円
- ・ 洗濯代 1回 300 円 (希望者のみ)
- ・ 第4条第6項他の複写物の交付 10 円(1枚につき)

※ ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は、一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を住所地の行政の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスの利用を中止する場合は、ご利用日の1営業日前の午後5時30分までか、ご利用日の当日午前8時15分までにご連絡下さい。その場合でも、原則としてキャンセル料は頂きません。

10. 利用者負担金の支払い方法

毎月、10日以降前月分の請求をしますので、20日以内にお支払い下さい。

入金の確認ができ次第、領収書を発行します。

お支払い方法は、自動引き落とし、または窓口でのお支払いから、選ぶことができます。

11. サービスの利用開始および終了

(1) サービスの利用開始

契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合の場合

サービスの終了を希望する日の7営業日前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合の場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

③自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者の要介護認定区分が、自立(非該当)、要支援1、2となった場合
- ・利用者が、介護福祉施設に入所した場合
- ・利用者が、死亡した場合

④その他の場合

・次の場合、ご利用者は文書で解約を通知することによってサービスを終了することができます。

(イ) 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

(ロ) 事業者が、守秘義務に反した場合

(ハ) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(ニ) 事業者が、破産した場合、

・次の場合、当事業所より、文書で通知することにより、サービスを終了させていただきます。

(イ) 利用者が、正当な理由なく利用者負担金を3か月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合

(ロ) 利用者や家族などが、当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

12. 事業者は、サービスの提供にあたり、次の方法による身体拘束を行いません。

- (1) 車椅子やベッドに胴や四肢を縛る
- (2) 上肢を縛る又はミトン型の手袋をつける
- (3) 腰ベルトやY字型抑制帯をつける
- (4) 介護衣(つなぎ)を着せる
- (5) ベッド柵を4本つける
- (6) 居室の外から鍵をかける
- (7) 向精神薬を過度に使用する

ただし、利用者本人若しくは他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。

前記ただし書きに基づき身体拘束等の行為を行う場合には、契約者またはその家族に説明し、同意を得るものとします。

また、その様態及び時間その際の契約者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 緊急時もしくは事故発生時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体の変化等があった場合、家族又は緊急連絡先に連絡すると共に、速やかに主治の医師等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

また、事故が発生時した場合には、速やかに行政窓口や関係する諸機関に通報するなど必要な措置を講じます。

14. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設契約者相談・苦情担当

当施設生活相談員及び介護支援専門員 04-7098-1000

(2) 社会福祉法人 太陽会 第三者委員 安藤 啓子・藤代 茂和

(3) 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

千葉県運営適正化委員会 043-246-0294

鴨川市介護保険係 04-7093-7111

南房総市介護保険課 0470-36-1152

15. 秘密保持等

① 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさないこととします。

② 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

③ 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いません。

④ 事業者は、個人情報を利用するにあたり、利用者及びその家族の同意を得た目的のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

16. 情報開示

事業所の運営又は福祉サービス事業に関する情報については、利用者の求めに応じて事業所内事務室にて閲覧できます。

17. 記録の整備

利用者に対する通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

18 その他

事業所に対する質問・要望等については、事業所として適切に対応いたします。

西暦 年 月 日

通所介護の提供開始に当たり、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県鴨川市大幡 1222 番地 1
名 称 指定地域密着型通所介護事業所
めぐみの里 デイサービス
説明者 生活相談員 ㊞

私は、契約書及び本書面により、通所介護について重要事項の説明を受け
同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ㊞

(代理人) 住 所

氏 名 ㊞